

## 埼玉県削減量口座簿取扱要綱 新旧対照表

令和3年5月14日改正

改正前	改正後
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 一般管理口座は、削減計画期間の2年度目の10月1日から当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日までの期間ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において大規模事業者又は口座管理者である場合における一般管理口座については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第8条～第19条 (略)</p> <p>第20条 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成20年度から平成22年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量又は森林吸収量にあつては、平成23年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌々年度の<u>9月末日</u>（削減期間の終了の年度の翌々年度の<u>4月3日</u>以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくは条例第12条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合（大規模事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）にあつては、当該大規模事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後であつて、かつ指針別表第5の規定に基づき知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日）を経過</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 一般管理口座は、削減計画期間の2年度目の10月1日から当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日までの期間（ただし、平成28年10月1日から始まる期間にあつては平成28年10月1日から令和4年1月末日までとし、令和4年2月1日から始まる期間にあつて令和8年9月末日までとする。以下この条において同じ。）ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において大規模事業者又は口座管理者である場合における一般管理口座については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第8条～第19条 (略)</p> <p>第20条 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成20年度から平成22年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量又は森林吸収量にあつては、平成23年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌々年度の9月末日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和4年1月末日。ただし、削減期間の終了の年度の翌々年度の4月3日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和3年8月4日）以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくは条例第12条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合（大規模事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）にあつては、当該大規模事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等の算定の対象となる年</p>

<p>したものについて、充実に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第21条～第23条 (略)</p> <p>第24条 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の<u>九月</u>末日から起算して10年間が経過した日まで保存するものとする。</p> <p>第25条～第27条 (略)</p>	<p>度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後であって、かつ指針別表第5の規定に基づき知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日。)を経過したものについて、充実に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第21条～第23条 (略)</p> <p>第24条 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日(削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和4年1月末日。)から起算して10年間が経過した日まで保存するものとする。</p> <p>第25条～第27条 (略)</p>
---	---